

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第56号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市西京極総合運動公園（以下「運動公園」といいます。）においてスポーツのための施設の提供等の事業を行うことを明確にするとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に運動公園の管理を行わせ、及び運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に收受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うこととができることとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第56号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とし、第8条を削り、第7条を第11条とする。

第6条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第10条とする。

第5条の見出しを「(前払式利用券)」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「前払式使用券」を「前払式利用券」に改め、同条第2項中「前払式使用券」を「前払式利用券」に改め、「者は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「別に」を「指定管理者が市長の承認を得て」に、「料金」を「利用料金」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第4条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「の使用」を「の利用」に、「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「別表第2に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料

金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金(売店設備及び構内地に係るものを除く。)は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第4条第4項を次のように改める。

4 売店設備及び構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第4条第5項を削り、同条第6項中「使用者」を「利用者」に改め、「ときは」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条前段中「除く。)」を「除き」に改め、「構内地」の右に「を含む。以下同じ。)」を加え、「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条本文中「京都市西京極総合運動公園(以下「」及び「」という。)」を削り、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(事業)

第2条 京都市西京極総合運動公園(以下「運動公園」という。)においては、次の事業を行う。

(1) スポーツのための施設の提供

(2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第3条 運動公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 前条各号に掲げる事業に係る業務

(2) 運動公園の維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

附則第2項及び第3項、附則第1項の見出し及び項番号並びに附則別表を削る。

別表第1中「第2条関係」を「第4条関係」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改める。

別表第2中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考1中「全面使用」を「全面利用」に改め、同備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考7中「部分使用」を「部分利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同備考8中「使用する」を「利用する」に改め、同備考9中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考10中「使用料」を「利用料金」に改め、同備考11中「使用時間」を「利用時間」に、「の使用料」を「の利用料金の上限額」に、「掲げる使用料」を「掲げる額」に改め、同備考12中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「部分使用」を「部分利用」に改める。

別表第3中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第4中「第4条関係」を「第6条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 京都市西京極総合運動公園（以下「運動公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に運動公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことできる。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市西京極総合運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市西京極総合運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行った者とみなす。

- この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けた者は、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附則別表

第3条前段	第5条前段
第6条第1項	第10条第1項

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）